

ADRの現場から

124

不動産会社か知っておくべきトラブル解決ノウハウ

低廉・柔軟性をもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(二)では、地域で活動する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

緊急事態宣言が全面解除され、都道府県をまたいだ移動の自粛も解除された令和2年6月の下旬。コロナ禍が実際に収束に向かっているのかどうかは分かりませんが、一見、街は活気を取り戻しつつあるように感じます。しかし、全国新型コロナウィルスとの付き合いは、「これからしばらく続くこと」でしょう。

コロナに関するトラブル例としては、「特別給付金を振り込むから口座を教えて欲しい」といった詐欺被害や、結婚式場のキャンセル料をめぐるトラブル等がありますが、

トラブルが発生する例えれば、引っ越しに関するトラブルがあります。予定日に引っ越し業者がイレギュラーな営業形態になってしまい、退去ができず、留まつた日数分の賃料が発生してしまったというものです。また、コロナ禍によって収入が激減してしまい、家賃が支払

当然不動産に関するトラブルも発生しています。

日本不動產仲裁機構

入居者同士のトラブルも発生しており、その中でも「騒音や生活音」に関するものがコロナ禍の影響として特徴的です。自ら期間やテレワークによって外出する機会がなくなり、多くの人が家にいることが多くなったため、コロナ以前は気が付かなかつたような隣の生活音が気になってしまっています。特に、テレワークしている人が、静かに集中したいにも関わらず、休校中の家にいる児童が騒いでいる音が耐えられない、という容が多くなっています。

「ウイズコロナ」の考え方より、多くの人は以前より家にいる時間が長くなり、レワークを継続しています。したがって、このようなトラブルはまだまだ発生する可能性があり、不動産会員の皆様も、オーナーや入居者にかかる騒音トラブルについて

日本不動産仲裁機構

入居者同士のトラブルも発生しており、その中でも「騒音や生活音」に関するものがコロナ禍の影響として特徴的です。自ら期間やテレワークによって外出する機会がなくなり、多くの人が家にいることが多くなったため、コロナ以前は気が付かなかつたような隣の生活音が気になってしまっています。特に、テレワークしている人が、静かに集中したいにも関わらず、休校中の家にいる児童が騒いでいる音が耐えられない、という容が多くなっています。

「ウイズコロナ」の考え方より、多くの人は以前より家にいる時間が長くなり、レワークを継続しています。したがって、このようなトラブルはまだまだ発生する可能性があり、不動産会員の皆様も、オーナーや入居者にかかる騒音トラブルについて

相談を受けることがあれば、次に紹介する柔軟なトラブル解決事例は参考にする」とができるかもしません。

賃貸マンションの上の階で住人A氏の騒音が気になるC社（調停人候補者在籍）に、「A氏に音を出すのをやめさせてほしい」と相談に訪されました。C社によると、A氏の隣の住人からは苦情は出しませんでした。「しかし、C社は物件オーナーに連絡をとり、トラブル内容を説明し、解決のための取り組みをすることがあります。そこで、C社はB氏に「今期費用をディスクワントするから、別の部屋に移ることを提案。別の部屋に引っ越したB氏は、それ以降騒音問題を訴えることはなくなり、トラブルは解決しました。トラブル解決のポイントは騒音の原因を突き止めたり、トラブルは解決しません。オーナーと連携して空き部屋情報をつかむと共に、解決

03 (35524) 8013 日本不動産仲裁機構 電話
※調停が体験できる「ローラープレイ研修」を定期的に実施しています。

あつたのです。

社は物件オーナーに連絡をとり、トラブル内容を説明し、解決のための取り組みをする。そして、C社はB氏に「初期費用をディスクワントするから、別の部屋に移ることを提案。別の部屋に引っ越しをしたB氏は、それ以降騒音問題を訴えることはなくなり、トラブルは解決しました。トラブル解決のポイントは騒音の原因を突き止めさせてもらうことです」ではなく、「オーナーと連携して空き部情報をつかむと共に、解決

ADR の現場から

125

不動産会社が知っておくべき トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟などをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を

令和2年も半分が過ぎました。多くの人は「をそろえて」といいます。「年明けから6月までを「口ナ禍に盗まれたようだ」と自粛、自粛で外出もはばかられるような期間もあり、桜の季節や新緑の季節等、四季の移ろいを味わう余裕はとてもありませんでした。が、現在は梅雨真っ只中といつたところです。梅雨といえば雨、雨に関するトラブルといえど、雨漏りに関するトラブルがあります。

社であるA社、A社に寄せられる消費者からの相談としては、「建築業者に依頼しても一向に雨漏りがおさまらない」「明確な雨漏り原因がわからぬ」「リフォームを担当した事業者に連絡をしても、雨漏り原因が特定できぬからない」「リフォームを取り合ってくれない」となどがあります。

これらに対し、A社は雨漏り検診のノウハウを持って、雨漏りの検査の実施や明確な雨漏り原因の特定、また正確

日本不動產仲裁機構

の提供を行つてい
るのです。提出す
る報告書には検査
結果や漏水原因、
是正提案と総合所
見という項目があ
り、そのすべてが
消費者と施工業者
など、トラブルの
当事者が解決に向
けた取り組みを前
進させることに役
立つものです。

ムを処理する」とがいつまで
たつてもできないからです。
現在のA社には、ADRの
調停人候補者が在籍していま
すが、これが大きな転機と
なったといいます。従来、A
社の取り組みは「依頼者への
検査結果の提供」に留められ
ていました。なぜなら、解決
に向けた業務を実施してしま
うと、「非弁行為」となって
しまうからです。A社が手を
離した後は、当事者が裁判を

雨漏りトラブルの特徴としては、どの程度の頻度で発生するのかなどです。

話し合いで解決する
各々の判断で行つ

の実施により、検査からトラブル解決までを一貫して事にあります。したがって、施工業者が自社の責任で施工業者による施工業者の責任です。

●法務大臣認証ADR機関
日本不動産仲裁機構 電話
03(3524)8013

●法務大臣認証ADR機関

※調停が体験できる「ロー
ルプレイ研修」を定期的に実
施しています。

ADRの現場から

127

不動産会社が知つておへき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

20(令和2)年7月22日です。基本的な解説をするところが予定されている「GO 民泊代行をする際には「住宅TOトラベルキャンペーン」。突然、東京発着の旅行が必要になります。更に、登録者が除外されるなどドタバタしきていますが、銅光事業者や宿泊事業者にとっては、コロナ禍で被った痛手を少しでも取り戻すための機会となる」と人宿泊者の利便性の確保」は、「必要に応じてみやかに現地へ赴くと共に、苦情があってから現地に赴くまでの時間は30分以内を自安とする（交通手段の状況等により時間が要する場合も60分以内が自安）」としています。

TOトラベルキャンペーンとしての登録者は、「必要に応じてみやかに現地へ赴くと共に、苦情があってから現地に赴くまでの時間は30分以内を自安とする（交通手段の状況等により時間が要する場合も60分以内が自安）」としています。また、民泊ビジネスは誕生して日が浅く、民泊代行業務もまだその形がしっかりと固まっています。そのため「苦情等への対応」でまつてはいません。これはつまり、業務の依頼者である住む事業者には、ぜひトラブル対策も念頭に置きながら「自社の業務の形」を作っていくべきないと考えていました。

不動産会社の中には民泊代行を行をビジネスとしているところもあり、彼らにどうてもこのチャンペーンはビジネスチャンスになると考えられました。都の不動産会社T社です。

T社が取り扱うエリアにおいては、そもそも民泊施設にいケーズが多いといつことで

日本不動産仲裁機構

拒否反応を示す住民が多いというこ

とと共に、①見知らぬ外国人が近所にいたむとしていて不安、②ゴミ出しのルールが守られていらない、③玄関に置いてあった小物が盗まれてしまつた——などの苦情が実際に発生しています。

T社では苦情への対応についてやつてよいことと悪いことを、民泊オーナーに対しては民泊代行の業務内容や「何をどこまでやるか」ということを明確にしています。宿泊者に対しては、近隣や民泊施設内で

やつてよいことと悪いことを、民泊オーナーに対しては民泊代行の業務内容や「何をどこまでやるか」ということを明確にしています。宿泊者に対しては、近隣や民泊施設内でやつてよいことと悪いことを、民泊オーナーに対しては民泊代行の業務内容や「何をどこまでやるか」ということを明確にしているのです。T社は、現在はコロナ禍の渦中という逆風の状況ですが、民泊代行は「これから二~三の増えてくる業務であり、同じように民泊代行に取り組む事業者には、ぜひトラブル対策も念頭に置きながら「自社の業務の形」を作っていくべきないと考えていました。

●法務大臣認証ADR機関 日本不動産仲裁機構 電話 03 (3524) 8013

※調停が体験できる「ローラフレイ研修」を定期的に実施しています。

ADRの現場から

128

不動産会社が知つておくべき トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(二)では、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

20年7月16日 家賃保証

サービス事業者では初の新型コロナウイルス関連倒産が発生しました。家賃滞納が増加してしまい、保証履行が増加してしまったことによるものです。不動産業界ではショッキングなニュースであり、当然、他の保証会社においてもコロナ禍によって保証履行の増加が起っていると考えられ、同様の倒産の可能性も危惧されます。もちろん、賃貸管理会社や賃貸オーナー、入居者はこの動向を注視する必要性があるでしょう。

2021年7月16日、家賃保証サービス事業者では初の新型コロナウイルス関連倒産が発生しました。家賃滞納が増加してしまい、保証履行が増加してしまったことによるもので、不動産業界ではショックです。不動産業界ではショックで、賃貸管理会社や賃貸オーナー、入居者はこの動向を注視する必要性があるでしょう。

なお、家賃保証に関するトラブルは今まで発生しておらず、その種類としては、主に①賃主と家賃保証会社間、②借主と家賃保証会社間、に大別することができます。①については、今回と同じく家賃保証会社の倒産に起因するもので、賃主が家賃保証会社から家賃を回収することができなくなるという事例がありました。

また、②の借主と家賃保証会社間のトラブルに関しては、「家賃滞納をしたら家賃保証会社に鍵の付け替えをされて部屋に入ることができなくなってしまった」や「家賃

日本不動産仲裁機構

ルブレイ研修】を定期的に実施しています。

資格・実務・総合

ADRの現場から

131

不動産会社が知つておくれハラ
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

20年4月より民法が改正され、約不適合責任に関するトラブル

合責任に名称が変更となりました。それに伴う内容面の変更では、例えば「瑕疵の範囲」アリ、地中埋設物の存在や土について、(旧)瑕疵担保責任では隠れた瑕疵等であったが、(新)契約不適合責任においては、隠れた瑕疵が問題となることがあります。そして、契約不適合責任に関するトラブルを消費者から相談される、解決に導いた経緯があるのです。S社の事例を紹介します。

改めて瑕疵とは、売買契約においてその目的物に何らかの欠陥・不具合があることであるが、品質や性能が損なわぬ化が見られたため、防水のている状態を指します。契

日本不動産仲裁機構

とじて、ペランダ調査をしてほしい旨の申出が内部の腐食の可能性を指摘されました。調査をしたところ、内部が腐つた。調査をしたところ、内部が腐つていただため、売主B氏に瑕疵ではないかと確認したところ、取り合つて、A氏、B氏共にその早期の解くられない状況。困り果てたA氏は、B氏に現地調査では、ペランダの腐食状態が極めて悪く、かの選定や負担割合に関する話S社(ADRの調停人候補者在籍)に相談をし、その勧めによってB社を被申立人とするADRにトラブルとして主なものとなりました。そこで、例えは雨漏りやシロアリの希望は、ペランダの修理費用の約100万円をA氏の希望は、ペランダの修理費用の約100万円をA氏が2割、B氏が8割の費用を負担するという内容で和解となりました。

●法務大臣認証ADR機関
日本不動産仲裁機構 電話
03(3524)8013
※調停が体験できる「ローラブレイ研修」を定期的に実施しています。

契約不適合責任に関するトラブル事例

新幸

資格・実務・総合

ADR の現場から

132

不動産会社が知つておべき
トラブル解決ノウハウ

ADR裁判外紛争解決手続は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟をもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

長梅雨の後の酷暑続きの8月も終わり、季節は秋を迎えていました。まだ残暑が続くことと思いますが、我々の生活にとって好ましくない「カビ」についていえば、次第に「オシンシーズン」になります。カビは「気温25度」「湿度70%以上」「汚れなどの栄養源」という3つの条件が揃つと活動を始まります。梅雨の時期はこの好条件になるためカビが発生しやすくなります。梅雨が明けて夏を迎えると、夏の暑さや湿度にカビが

日本不動産仲裁機構

トランクルーム

M社とA氏の話し合いの場で

賃貸を業として貸し出しているM社。トランクルームそのものの管理をM社が怠っていたので

トランクルームの賃貸は一般的な賃貸ビジネスと異なり、人が居住する

スベースを貸す訳ではないため、借地借家法が適用されず、比較的トラブルが起こりにくく

いた。しかし、9月に秋雨の影響もあってか、10月にカビに関するトラブルが発生してしまいました。

M社は屋外設置型のトランクルームをA氏に貸し出しています。したがって、秋の始まりは、不動産賃貸事業者と、再度好条件を迎えるため再活動し始めるようになります。しかしながら、M社は屋内型トランクルームを割り当て、お詫び料を支払うと共に同社が管理しているM社は、物件にカビが生えてしまつたので補修をしてほしいとクレームがありました。M社としては、前回のトランクルームの調査結果になつてしまつたので補償をしてほしいとクレームがありました。M社としては、

今回のトラブルの反省から、現在、M社では貸し出すうと共に同社が管理しているM社は、物件にカビが生えてしまつたので補修をしてほしいとクレームをしており、その雨漏り跡がカビになり、繁殖してしまつて

いた。これを受けてM社はA氏に歩み寄り、お詫び料を支払うと共に同社が管理しているM社は、物件にカビが生えてしまつたので補修をしてほしいとクレームをしており、その雨漏り跡がカビになり、繁殖してしまつて

いた。これを受けてM社はA氏に歩み寄り、お詫び料を支払うと共に同社が管理しているM社は、物件にカビが生えてしまつたので補修をしてほしいとクレームをしており、その雨漏り跡がカビになり、繁殖してしまつて

いた。これを受けてM社はA氏に歩み寄り、お詫び料を支払うと共に同社が管理しているM社は、物件にカビが生えてしまつたので補修をしてほしいとクレームをしており、その雨漏り跡がカビになり、繁殖してしまつて

いた。これを受けてM社はA氏に歩み寄り、お詫び料を支払うと共に同社が管理しているM社は、物件にカビが生えてしまつたので補修をしてほしいとクレームをしており、その雨漏り跡がカビになり、繁殖してしまつて

いた。これを受けてM社はA氏に歩み寄り、お詫び料を支払うと共に同社が管理しているM社は、物件にカビが生えてしまつたので補修をしてほしいとクレームをしており、その雨漏り跡がカビになり、繁殖してしまつて

いた。これを受けてM社はA氏に歩み寄り、お詫び料を支払うと共に同社が管理しているM社は、物件にカビが生えてしまつたので補修をしてほしいとクレームをしており、その雨漏り跡がカビになり、繁殖してしまつて

いた。これを受けてM社はA氏に歩み寄り、お詫び料を支払うと共に同社が管理しているM社は、物件にカビが生えてしまつたので補修をしてほしいとクレームをしており、その雨漏り跡がカビになり、繁殖してしまつて

いた。これを受けてM社はA氏に歩み寄り、お詫び料を支払うと共に同社が管理しているM社は、物件にカビが生えてしまつたので補修をしてほしいとクレームをしており、その雨漏り跡がカビになり、繁殖してしまつて

秋口はカビの再繁殖に注意

● 法務大臣認証 ADR 機関

日本不動産仲裁機構 電話

03 (3524) 8013

※ 調停が体験できる「ロールプレイ研修」を定期的に実施しています。

ADR

133

不動産会社が知つておくべき トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。「二」では、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

社会問題化したシェアハウスは、トラブルを起すトラブルもあり、どうして、さないため、トラブルを起すネット記事などで「サブリースはオーナーにとつてリースがあるもの」と言われることが多くなっています。また、国土交通省や消費者厅、金融厅においても「消費者に対する注意喚起」を公表しています。当然、多くの優良な事業者は健全なサブリースサービスを消費者に提供しており、「サブリースは危険」というような風潮は迷惑なものであると思われます。だからこそ、優良な事業者にとって必

要なことは、トラブルを起す企業であると思われないこす企業であるとの取り組みです。ここでは、一度起こしてしまったサブリーストラブルの反省を生かし、トラブル防止に役立っている神奈川県のD社の事例を紹介します。

D社は、年金生活をしているA氏に「所有している土地にアパートを建築して、年金ばよい」と頭から決め込んでしまっていたため、注意深く

資格・実務・総合

日本不動産仲裁機構

せつおけばよいとD社が契約書の内容を改めて考え、銀行から融資を受けてアパートを建築しました。しかし、その後、「契約書にはA氏がD社から説明を受けている」としてトラブルになりました。それは、「資料見直しの項目」です。

「契約書には消費者が事業者から説明を受けているなかつた項目が記載された」ということは、実際にサブリーストラブルの原因として多いのですが、D社の事例では、A氏の勘違いでした。D社は説明をしていましたが、A氏が認識をしていませんでした。A氏は、「サブリースについての知識がないかったのです。A氏は、「消費者が理解をしてくれたかどうかをもじつかり確認する」ということです。

そこで、更に営業マンに求められる姿勢としては、「説明すればよい」ではなく、「消費者が理解をしてくれたかどうかをもじつかり確認する」ということです。

●法務大臣認証ADR機関 日本不動産仲裁機構 電話 (3524) 8013

※調停が体験できる「ロールプレイ研修」を定期的に実施しています。

サブリース事業者の説明ポイント

資格・実務・総合

ADRの現状から

134 不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR裁判外紛争解決手続は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。「」では、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

不動産会社は、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実に宅地建物取引業法に定める事務を行わなければなりませんが、業務上のよくある落とし穴として「これくらい、大した問題にはならないだろう」という甘い認識が、大きなトラブルを招くこともあります。

初めて紹介する事例は、「滞納管理費及び修繕積立金の説明不備」に起因するもので、あるK社から中古のマンションを購入したA氏は、売主業者であるK社が「滞ない」ということを知らざれ、トラブルになりました。

K社が重要な事項説明を行つた。A氏はそれを信じて、C氏がF社に事情の撤去を要求したため、F社は「ごみ置き場はごみ置き場の移設が可能であることを知つたとのことである」として、C氏がF社にごみ置き場の移設が可能であることを認めました。

日本不動産仲裁機構

るのは認識しているが、正確な額は調査していないなかつた。大した額ではないと思ふ。滞納金については売主の負担とする旨重

要事項説明書に記載した」とのことでした。結果的にK社はその否を認め、滞納分をA氏に支払うことになり、和解が成立しました。

この事例から、不動

次の一例は、「買主にごみ置き場の撤去等を要求されることは、専用庭の植栽する」として、F社がC氏によると、C氏は、売主業者であるF社から購入価格の減額をすべき」としてF社は、「ごみ置き場について事前によく調査しておらず、和解が成立しました。

だらうと思った」と非を認め、和解条件としてC氏の専用庭に植栽することと、解決金として40万円を支払うことになりました。

これらの事例からは、不動産会社は業務を注意深く遂行して分かること思います。それはつまり、プロではない消費者を尊重するという姿勢をもつて業務に当たることであつたり、社会から求められていることなのです。また、その姿勢こそが、何よりも不動産会社の差別化につながることであると考えられます。

ADRの現場から

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

東京都は9月11日、太陽光発電の蓄電池システムを設置した住宅に補助金を交付する新規事業を開始すると発表しました。このように、太陽光発電に関しては、毎年なにかしらの助成金や補助金の制度が発表されていると共に、太陽光発電を取り入れた住宅であるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）も更に一般的になります。

関係する人々が増えるとトラブルが増えるというは世の常ですが、その通りに、太陽光発電に関するトラブルは多く報告されています。

東京都は9月11日、太陽光発電事業者のトラブルとして「設置工事の時にきちんと機器の検査をしておらず、想定している発電量がない」ということがあります。これは、「設置工事の時にきちんと機器の検査をしておらず、想定している発電量がない」と言われてしまうもので、相手の主觀で一方的に言いつぶされてしまうのです。相手の主觀で一方的に言いつぶされてしまうのです。

次に「電磁波トラブル」があります。「電磁波の影響で体調が悪くなったり」と言われてしまふもので、相手の主觀で一方的に言いつぶされてしまうのです。相手の主觀で一方的に言いつぶされてしまうのです。

地面上設置の場合は、「機器周辺に雑草が生える」といふことがあります。これは、機器オーナーが雑草を定期的に刈り取ります。

千葉県の太陽光発電メンテナンス事業者H社が経験した隣人同士のトラブル事例を紹介します。

初めは「音のトラブル」です。太陽光発電を設置すると、音が動作音を発します。しかし、この音は一般的にエアコンの室外機レベル。通常であれば気になるものではありませんが、トラブルのもとにあってしまいます。

隣人同士の人間関係が構築できていれば、少しの反射光についても、あまり気にされないケースも多いといふことであります。

前に計算などをすれば分かるものです。隣人宅に反射光が当たる場合は、事前に「どの程度当たるのか」を説明することができます。しっかりと隣人同士の人間関係が構築できていれば、少しの反射光については、あまり気にされないケースも多いといふことであります。

次に「電磁波トラブル」があります。「電磁波の影響で体調が悪くなったり」と言われてしまふもので、相手の主觀で一方的に言いつぶされてしまうのです。相手の主觀で一方的に言いつぶされてしまうのです。

地面上設置の場合は、「機器周辺に雑草が生える」といふことがあります。これは、機器オーナーが雑草を定期的に刈り取

日本不動産仲裁機構

きに「パワーコンディショナー」という機器が取り付けられます。しかし、この音は一般的にエアコンの室外機レベル。通常であれば気になるものではありませんが、トラブルのもとにあってしまいます。相手の主觀で一方的に言いつぶされてしまうのです。相手の主觀で一方的に言いつぶされてしまうのです。

隣人同士の人間関係が構築できていれば、少しの反射光については、あまり気にされないケースも多いといふことであります。

次に「電磁波トラブル」があります。「電磁波の影響で体調が悪くなったり」と言われてしまふもので、相手の主觀で一方的に言いつぶされてしまうのです。相手の主觀で一方的に言いつぶされてしまうのです。

地面上設置の場合は、「機器周辺に雑草が生える」といふことがあります。これは、機器オーナーが雑草を定期的に刈り取

ります。

一般的になります。

資格・実務・総合

ADRの現場から

136

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟などをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(ここでは、地域で活動する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

電力自由化(小売電気自由化)は、旧一般電気事業者(北海道電力、東京電力、関西電力等)により独占されていました、家庭などに向けた電力小売が16年4月に行われた法律の改正により全面自由化され、様々な業種の企業が電力の販売に参入できるようになりましたことをいいます。これにより、今までよりも多くの企業・電力会社が、地域の枠を超えてサービスを提供できるようになりました。消費者にとってメリットのあることですが、「今までガラッと変わった事象」には混乱がつき

ものであり、そこにつけ込んだところでは誤りで、小売電気の供給ルートは従来の電気と変わらないので、各戸で契約先が変わつても物件全体への影響はありませんし、既存の送電線・配電線を経由して電気が送られるため、新しく電線が引かれることがあります。スマートメータを購入しなければなりません。また、「小売電気」のとしては賃貸アパートやマンションにおいてトラブルが発生することがあります。そ

のところでは、賃貸オーナーに対するものではなく、基本的に無料で設置してもらえるもので

日本不動産仲裁機構

と、「入居者の中の1人が小売電気契約をした場合、その影響が物件全体に及び停電の可能性があるので、物件全体で小売り電気契約を前もってしておきましょ

う」や「新たに電線を引く必要があるのに、工事が必要です」と事業者から言われたなどです。しかしこれは誤りで、小売電気の供給ルートは従来の電気と変わらないので、各戸で契約先が変わつても物件全体の影響はありませんし、既存の送電線・配電線を経由して電気が送られるため、新しく電線が引かれることがあります。スマートメータを購入しなければなりません。また、「小売電気」のとしては賃貸アパートやマンションにおいてトラブルが発生することがあります。そ

のところでは、賃貸オーナーに対するものではなく、基本的に無料で設置してもらえるもので

す。「」のように、多くのトラブルは小売電気の仕組みをよく理解していない賃貸オーナーがターゲットにされているのです。

埼玉県の不動産会社E社は、賃貸オーナーを悪徳事業者から守るために、賃貸オーナーに対し、「アパートやマ

ンション」と電力自由化の関係について啓蒙を行っています。手法としては、啓蒙チラシを営業訪問の際に持参し

たり、請求書に同封したり、という形がとられています。

時には悪徳事業者からの被害トラブル相談を受けることもあります。手法としては、啓蒙チラシを営業訪問の際に持参し

たり、請求書に同封したり、という形がとられています。

トラブル相談を受けることでもあります。手法としては、啓蒙チラシを営業訪問の際に持参し

たり、請求書に同封したり、という形がとられています。

生活における基礎インフラである住宅供給と電気供給は密接な関わりがあるため、不動産会社が小売電気自由化の知識を身につけ、賃貸オーナーのみならず、入居者にも啓蒙していく活動は、非常に

社会的意義のあることではないでしょうか。

ADR の現場から

138

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟をもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

不動産・建築トラブルの種類としては、やはり事業者と消費者間で発生するのが主なものですが、一般消費者の印象としては、「何も知らない消費者が、事業者の都合の良いように、言うがままにされてしまつた」と考えることが多いかと思います。しかし、場合によっては、「消費者の無知が事業者を悪くにしてしまつ」というケースもあります。

つまり、「施主の認識不足」に起因するものです。施工に開して優良な事業者であつても、このようなトラブルは自

社会側の取組みだけでは防ぐことが難しく、施工前から施主の理解を得ておくことが必要です。(ここでは施主の認識不足から起つてしまつたトラブル)と加えて、それを反省してお客様に対する取り組みに活かしている千葉県の不動産・建築事業者R社の事例を紹介します。

度重なる変更指示

一つ目のトラブルは、工期遅延に関するトラブルです。ですが、「予定期日までに工事を終わらなかつたため引つ

ず、予定期外の貢料がかかるてしまい、これを事業者側で負担してほしい」と主張した施主との間でトラブルになりました。しかし、これはあくまで施主側の主張であり、実際の遅延の原因としては「施主から「3Dソフトなど」で完成後の度重なる変更指示」があつたのです。そして、施主は変更指示によって工期遅延が発生する足から起つてしまつたトラブルから起つてしまつたトラブルです。そして、R社では、「3Dソフトなど」で完成後の度重なる変更指示があるため、「いつまでなら設計、工事内容の変更が可能であるのか」を伝えると共に、変更依頼の際には「どの程度の追加金が生じるのか、また工期遅延の可能性があるのか」を提示することを徹底するようになります。

日本不動産仲裁機構

越すことができうになりました。
二つ目のトラブルは、完成後の一回り説明をしていました。設計図やサンプルなどでできました。その後、R社ではこれを防ぐ為に「ショールームで内装・外装のサンプルと一緒に見る」という認識をしていませんでした。

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

いまだコロナ禍真っ只中、しまったというものです。多くの人々は、日々の感染者数の動向に一喜一憂しているのではないかでしょうか。コロナ禍は社会に大きな変革をもたらすきっかけとなっていますが、その中でも働き方に関しては、「テレワーク」や「テライトオフィス」などが普及してきています。そして、このテレワークをきっかけとして、「コロナ離婚」なるものも起つてきているようです。もちろん、コロナウィルスが直接的な原因でなく、テレワークによって四六時中夫婦が一緒にいることによって夫婦間トラブルが発生してしまったのです。離婚が不動産トラブルを発するケースとしては、例えば、夫婦共働きの世帯が共名義で住宅ローンを組んでいた場合があります。このよを購入したが、その後離婚してしまったという結果を迎してしまいます。①住宅ローンを返済してどちらか一方の単独名義にする、②家の売却する、といった方法があります。しかし、実際にはり上げ返済をするだけの貯めがない、または売却してしまったというものです。

日本不動產仲裁機構

策になってしまい があります。

①所有権が夫婦共有で、ローンも夫婦の連帯債務であつたため、了承した夫一人になっていた。妻は夫に所有権とローンを一本化した。

②所有権が夫単独でローンも夫単独だが、妻が連帯保証人となっていたケースでは、妻の保証を解除する為、夫單独で他の金融機関に借り換えを行つた。

③所有権が夫単独でローンも夫単独であつたが、妻に「そのまま住み続けたい」という意向があつたため、妻が不動産を買い取るローンを組んだ。

離婚と住宅ローンに関するトラブル解決には改めて住宅ローンを活用するのが有効なケースが多いですが、置かれたり、住宅ローンについての知識を深めることが必要になつてくるでしょう。

不動産会社としては、もちろん最終的に売却案件の受託につなげたいところではありますが、離婚と住宅ローンの

たらすきつかけとなつていま
すが、その中でも働き方に関
しては、「テレワーク」や「サ
テライトオフィス」などが普
及してきています。そして、
この「テレワーク」をさつかけと
して、「コロナ離婚」なるも
のの起つてきているようで
す。もちろん、「コロナウイル
スが直接的な原因でなく、テ
リ上げ返済をするだけの貯蓄
をしてしまうという結果を迎
えてしまうという結果があります。
このようないふことを念頭に
なケースでのトラブル解決策
としては、(1)住宅ローンを繰
り上げて返済してどちらか一
方の単独名義にする、(2)家を
売却する、といった方法があ
ります。しかし、実際には繰
り上げ返済をするだけの貯蓄
をしてしまった場合は離婚協議
中に解
いてしまつといふことを念頭に
置いておきます。面倒な問題
であるが故に先送りをしてし
めい、離婚が成立してもロー
ン名義がそのままであると、
相手の協力が得られにくい
という状況になつてしまつた
のです。

いまだコロナ禍真っ只中、しまったというものです。多くの人々は、日々の感染者離婚が不動産トラブルを数の動向に一喜一憂している発するケースとしては、例のではないでしょうか。コロバ、夫婦共働きの世帯が共ナ禍は社会に大きな変革をも名義で住宅ローンを組んで

日本不動産仲裁機構

策になってしまい
ます。

離婚といつ精神
的なショックに加
え、多額の金銭の
絡むマイホームを
どうしていくのか
を考えなければな
らない。このよう
な当事者の負担を
住宅ローンの活用
によって軽減する
支援をしているの
が静岡県の不動産
も夫単独であつたが、妻にそ
①所有権が夫婦共有で、
ローンも夫婦の連帯債務で
あつたため、了承した夫一人
に所有権とローンを一本化し
た

②所有権が夫単独でローン
も夫単独だが、妻が連帯保証
人となつていたケースでは、
妻の保証を解除する為、夫單
独で他の金融機関に借り換え
を行つた

③所有権が夫単独でローン
も夫単独であつたが、妻にそ

ADR の現状から

140

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

コロナ禍によって住宅ローン分にはなされていないという返済ができなくなってしまったため、競売にかけられる物件が後を絶たないといいます。これも、新型コロナウィルスが引き起こした一つの事象であるといえるでしょう。通常、競売物件の購入は、一般的な不動産取引に比べてリスクが大きいものであると言われています。その大きな理由の一つとしては、不動産競売は「民事執行法」、「一般の不動産取引は『宅地建物取引法』と、適用される法律が異なる」ともあり、買主の保護が十

都の不動産会社S社です。S社が相談を受けるトラブル考

日本不動産仲裁機構

ルの種類として最も多く立ちは多いものは立ち退き交渉に関するものです。「管理費滞納」に関するものも多いといいます。これは、S社ではまず「金額支払う必要がない場合がある」ことを分譲マンションなどの区分所有建物を落札した際、管理費や修繕積立金などの滞納金が残ってしまうというものです。不動産競売においては、原則として物件の所有権を継承する人がその滞納管理費などの債務を引き継ぐことになります。そこで、競売不動産に関する専門知識が求められます。そしてその際は、競売不動産の専門家資格である「競売不動産取扱主任」では競売不動産の専門家資格である「競売不動産取扱主任」と不動産トラブルをADRの話し合いによって解決に導くことのできる「調停人候補」があります。そして、買主を競売に関するトラブルから守り、安心・安全な取引をめぐらすために、多くの買主は滞納金のことをS社がサポートしているのが、東京S社が相談を受けるトラブル考

慮せずに入札し、落札後S社が定期的に実施しています。

● 法務大臣認証ADR機関

03 (3524) 8013

※調停が体験できる「ロールプレイ研修」を定期的に実

ADRの現場から

141

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟などをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

平成30年「住宅・土地統計調査」の結果から、全国の空き家数が840万戸を超えたことが分かりました。全住宅に占める空き家の割合は13.55%となり、それぞれ平成25年と比較して、過去最高を記録しました。ちなみに、空き家は地方の過疎地だけでなく、東京23区内でも増えていきます。空き家も一時的なものであったり、きちんと管理されていればよほど問題はないのですが、管理されていない空き家は、地域住民に深刻な影響を及ぼし、トラブルを発生させてしまします。

日本不動産仲裁機構

空き家の所有者が多くは空き家対策をしたいと考えるものですが、その相談を受けつけ、所有者を支援すると共に空き家トラブルの防止に努めているのが、東京都の不動産会社S社です。S社が相談を受ける物件の多くは、築年数が経過している木造住宅です。この場合、相談者が危惧しているのは空き家が倒壊してしまって、地域住民の生活を保護し、環境を保全するとともに、空き家の活用を促進させるためには、所有者が賠償責任を負担することになります。

この法律では、各自治体の判断により特定空き家が指定されることになります。そして、特定空き家に指定される固定資産税が高くなるなど、家主にペナルティが課せられることがあります。

空き家の所有者は、老朽化による倒壊や外壁や屋根材の飛散、ゴミの放置、景観の悪化などがあります。そこで行政は、適切な管理が行われていない空き家からの地域住民の生活を保護し、通行人に危害を及ぼしてしまったりすることです。なお、空き家がなんらかの危害をもたらしてしまった場合は、所有者が賠償責任を負担することになります。

また、所有者の希望が「将来子供たちが活用するかもしれない」ので残しておきたいが、維持費は削減したい」という場合は、「0円での賃貸(使用賃借)」も提案をします。これは、期間と使用目的を定めて0円での貸す仕組みであり、維持費や固定資産税は借主負担になるというものです。なお、この賃貸の形式では借地借家法の適用は受けません。従来は、親族間で多く行われてきた使用賃借ですが、次第に親族以外との使用賃借も増えてきているということです。

●法務大臣認証ADR機関
日本不動産仲裁機構 電話
03(3524)8013
(※調停が体験できる「ロープレイ研修」を定期的に実施しています。

空き家トラブルから所有者と地域を守る

ADRの現場から

142

不動産会社が知っておくべき トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟性をもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

お客様が抱えられている不動産・建築トラブル」に関し、少なからずご相談を受けたことがあると思います。そしてそのような際は、不動産取引を通して、間接的にお客様のトラブル解決を支援されてきたのではないでしょうか。

また、当事者の間に割つて入つて直接的にトラブルを解決し、解決金のようなものをもらつことは弁護士法で禁止されている「非弁行為」に当たってしまうこともあり、実施することができないため、どうしても「後々の案件につながることを期待して、とりあえず手弁当でトラブル解決

に協力してあげる」という形をとられている方も多いかと思います。

しかし」と、解決のための労力を対価に代えつつトラブルを解決に導き、さらに後々の案件につなげる」というのができるスキームを適用しているのが、東京都の不動産会社F社です。F社がどつていて、「調停人」となるといふのです。ADRとは、勝ち負けを決める裁判ではなく、「当事者同士の話し合い」によって和解を目指していく手法のことをいい、調停人とは当事者の間に入つて、話し合いを

日本不動產仲裁機構

リードしていく人のことを指します。

不動産・建設業に関するADRの調停人となるための方法の一つとして、法務大臣認証ADR機関である日本不動産仲裁機構（以下、「仲裁機構」）の「調停人候補者」になることがあります。

調停人候補者となることがあり、これは仲裁機構が定めた調停人候補者自身が実際に調停を実施する際に「調停人候補者名録」をすることになります。

これは、（①仲裁機構が定めた案件を引き受けた際、仲裁機関は当事者にADRを提案する）とい

うことです。したがって、トラブルの発生した仲裁案件にADRが採用された際、仲裁機関は当事者にADRを提案するとい

うことです。したがって、トラブルの発生した仲裁案件にADRが採用された際、仲裁機関は当事者にADRを提案するとい

で解決できそうな不動産トラブルに出会った際、当該トラブルの当事者に対して、解決方法の一つとしてADRによる解決を提案するというものです。

●法務大臣認証ADR機関 東京都のF社ではサブリースや敷金・原状回復に関するトラブル相談を多く受けており、トラブルの当事者に対して「率先してトラブル解決に

務の様々な場面で「話し合い」「協力する」ことができるため、信頼を獲得することができ、その後の不動産管理案件など、本業の受託につながっていくケースも多いといいます。

●日本不動産仲裁機構 電話 03-(3524)8013
※調停が体験できる「ロープレイ研修」を定期的に実施しています。

美術 話題 未来社会

ADR

143

不動産会社が知りておくべき トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟性をもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(二)では、地域で活動する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

不動産・建築に関するトラブルを話し合いで解決するADRですが、実際に当事者の間に入り、話し合いをリードして解決の道筋を描く調停人は、必要となる「姿勢」があります。以下、神奈川県で不動産会社を経営すると共に、調停人として活躍しているJ氏に調停人に必要となる3つの姿勢を紹介してもらいま

す。

事者が何を心に抱えているのかを理解し、その人の立場に立つて考える」ということで、人と人のコミュニケーションケーションは、「理論と感情」で成り立っています。例えば、敷金問題に関するADRにおいては、「敷金が返ってこない」という理論と「悔しい、悲しい、不条理に感じる」という感情が混ざり合い、当事者はトラブルと向き合っています。

当事者間に入りトラブルを
解決していく調停人には、一 調停人は理論と感情のう
一般的に①共感、②承認、③支 援という3つの姿勢が求めら
れます。まず、「共感」とは「當
ち、どちらに比重が置かれて
いるのかをキヤツチするよう
になります。当事者の理論と感

信頼関係をつくる 「調停人の姿勢」

資格・実務

日本不動產仲裁機構

情を考え、調停人自身をそこに重ね合わせるので。内容に関する専門知識が必要になります。だからこそ、例えば敷金や現状回復に関する

内容に関する専門知識が必要になります。だからこそ、例えば敷金や現状回復に関するトラブルを解決するには、普段から業務として接して

日本がこの業務はこれまで扱っており、事例に対する豊富な経験がある。

そこで、共に駿がある賃貸管理事業者（不動産会社）が調停を行うのが当事者との信頼関係を保つうえで重要な方法です。

係を築くことが、良いと考えられるのです。

当事者の抱える悩みとそれを解消するためのアドバイスを提供する。いわば「トラブル解決の専門家」である。

「土壤」ができあが
なものは「支援」です。調停

「人間は支援の姿勢を持つことに
努めます。」

次に「承認」で、より当事者に寄り添い一緒にになって問題解決を考えます。承認とは、「社

「やられた」からいふのである。

支援とは、当事者が見ていて認を導くために行ふ同じ方向に向かへ、同じ

う側面も多いと考えられます。そし

て、調停人のこの姿勢が当事者双方の立場を尊重する態度であることを示すのです。

者に任せることは、通常では得られないような信頼

「ふむ。これに対感を得る」しかも可能であるた

「事者がトテアル解決後
も未永くお付き合いの続くお

お客様となつたり、新たなお客

ここで注意が必要な点を紹介してくれたりする
アーリスも多いのです。

●法務大臣認証ADR機関

性を客観的な視点で
ためには、トラブル
03 (3524) 8013 日本不動産仲裁機構 電話

※調停が体験である「ローラープレイ研修」を定期的こまめ

ADRの現場から

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(二)では、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

不動産仲介において、買主は物件を選び、売主は不動産会社を選ぶと言われます。不動産会社として成長していくためにはお客様からの信頼を獲得するための取り組みが必要であり、社員教育もその一つとなります。今回は、以下の「トラブル」という観点で社員教育を行っている愛知県の不動産会社N社の教育内容を紹介します。

法律・金融・保険・建築といった様々な分野が絡み合う不動産取引は、そのプロセスが非常に複雑であり、一般の消費者がその全容を把握することは困難といえます。例えば、住宅の売買においてはインターネットの普及により、

「正しい家の買い方」「損をしないマイホームの売り方」などといった情報を簡単に入手できるようになつたものの、断然的で正しい情報か否かの適切な判断をするのが困難な状況にあります。

一方、宅地建物取引士をはじめとした不動産会社の社員は、日常的に不動産取引に関する情報やノウハウも非常に豊富です。そのため、消費者との間には、圧倒的な情報・

ノウハウの格差があるといえます。こうした事情を背景に、従来から不動産取引にお

日本不動産仲裁機構

いでは、不動産業者と一般消費者との間で、直接的に、様々なトラブルが生じています。

お客様から選ばれるために最も必要なことは、信頼を獲得することです。そしてそれは、「トラブルを起こさない」「トラブル解決を支援する」ということが有効です。なぜならば、現状において不動産取引に関するトラブルが非常に多いという背景があるからです。例えば、不動産会社の主な業務の一つである賃貸仲介や賃貸管理。これに関連する「賃貸借契約に関するトラブル相談」は、2016(平成28)年度で1万6926件が東京都都市整備局に寄せられています。もちろん、これは相談と契約におけるトラブル相談となのですが、調停のスキルを身につけることは、例

えば売却案件のお客様など通常の面談においても、要望をしつかりとヒアリングできた形で表面化したもので、実際はもっと多くのトラブルが発生していると考えられます。

不動産会社の社員は、日々様々なトラブルを目の当たりにすることになります。こうしたことを背景に、様々なトラブルを目の当



日々の努力が必要だ

社員に伝えたい「選ばれるためのトラブル解決」

03

●法務大臣認証ADR機関
日本不動産仲裁機構
電話
ルブレイ研修」を定期的に実施しています。

※調停が体験できる「ロ

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

ー

</div

ADRの現場から

145

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。(一)では、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

以前、こちらのコラムにて「競売で不動産を取得できること」ということから、とても人気がある仕組みでした。しかし、競売を活用するために専門知識と業務ノウハウが必要であり、例えば、取得後の所有者に対する立ち退きは、買主がしなくていい、困り果てた買主から相談があつた場合は、正しい手順では、前所有者は「(一)」

今、コロナ禍によって住宅ローンの返済ができなくなってしまったため、「競売にかけられた退去日を過ぎても前所述の物件に住み続け、立ち退き配がない」というものと書きましたが、そもそも競売は、物件を探す買主にとって「割安で不動産を取得できる」ということから、とても人気がある仕組みでした。し

が多くあります。決められた立退き期日を過ぎても前所述の物件に住み続け、立ち退き配がない」というものと書きましたが、そもそも競売は、物件を探す買主にとって「割安で不動産を取得できる」ということから、とても人気がある仕組みでした。し

日本不動産仲裁機構

と法律知識をもつてトラブル解決をして、退去を迫られても困る支援します。その際、ADRを活用することも少なくありません。トラブルの原因として、前所有者の「感情的な問題」がある場合は、じっくり話し合いの場を設け、相手の話を聞きながら交渉を進めることができます。重要だからです。

によってはADRでは相手

合いで場を持ち、そこで競売に関する法律を伝えると共に、前所有者の話を聞き、今後の防にも活用することができます。本来はトラブルになる前に前所有者に退去してもらうことが望ましく、そのためには落札後に速やかに前所有者と退去日にに関する交渉をし、ここでしつかりと理解を得て、S社の競売の専門家として保有している「前所有者の今後の生活再建事例」は、前所有者の理解を得るために効果的であるといいます。

なお、この話し合いにおいて、S社が「全所有者が立ち退きに応じない」というトラブルが発生してしまった東京都の不動産会社は専門知識と業務ノウハウがS社です。S社が「全所有者が立ち退きに応じない」といっており、退去日を決めるためのADRを行なうのです。

●法務大臣認証ADR機関 日本不動産仲裁機構 電話 03(3524)8013

競売 前所有者の気持ちを考える